

高知県介護福祉士会オンライン研修利用規程

高知県介護福祉士会（以下「本会」という。）が配信し、オンラインにより実施する研修（以下「研修」という。）の利用に関して、次のとおり定める。

（適用）

第1条 この規程は、研修に関わる本会と受講者の一切の關係に適用する。

2 研修に関して、研修毎の個別の規定（以下「個別規定」という。）を本会が定めたときには、個別規定を優先して適用するほか、個別規定に定めのない事項については、この規程を適用する。

（研修の受講申込み）

第2条 研修を受講しようとする者は、研修毎の個別規定により、受講申込みを行わなければならない。

（研修受講に必要な環境）

第3条 研修受講に必要な環境（パソコン等のハードウェア、ブラウザ等のソフトウェア、通信環境等）は、受講者において準備するものとする。

（ログイン用 ID 及びパスワードの管理）

第4条 受講者は、研修毎に本会からあらかじめ通知するログイン用 ID 及びパスワードの漏洩がないよう適正に管理し、第三者に譲渡、貸与し、又は共用しないこと。

2 前項に規定するログイン用 ID 及びパスワードが第三者に漏洩したときは、受講者は直ちに本会にその旨を報告しなければならない。この場合、第三者に不正に使用されたことにより損害が生じても、本会に故意又は重大な過失があった場合を除き、本会は一切の責任を負わない。

（受講料）

第5条 受講者は、個別規定により受講料の定めがあるときは、個別規定に定める方法によりあらかじめ支払わなければならない。

（禁止事項）

第6条 研修の受講にあたって、受講者は次の行為をしてはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 研修の進行又は運営を妨げる行為
- (3) 本会のネットワーク又はシステムに不正にアクセス又はアクセスしようとする行為
- (4) 第三者に成りすます行為
- (5) 他の受講生の情報収集又はそのログイン用 ID 若しくはパスワードを利用する行為
- (6) 本会又は研修の講師その他の関係者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (7) その他、本会が不適切と判断する行為

2 前項の規定に反して受講者が本会又は研修の講師その他の関係者に損害を与えたときには、その損害に応じた賠償請求を行うことがあること。

(著作権の帰属等)

第7条 本会が研修で提供する内容に対する著作権は、本会又は正当な権利を有する権利者（研修講師を含む。）に帰属するものであり、受講者による次の行為を禁止する。

(1) 無断で研修の一部又は全部を録画し、転載する行為

(2) 無断で研修の一部又は全部を改変若しくは要約し、印刷物若しくは電子媒体に掲載する行為

(3) その他著作権を侵害する行為

2 受講者は、本会又は研修の講師その他の関係者の知的財産、肖像権、プライバシーその他の権利を侵害し、又は名誉を傷つけてはならない。

(研修の提供の中止)

第8条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、受講者に事前に連絡したうえで、又は事前の連絡が困難な場合は連絡することなく、研修の全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとする。

(1) 火災、停電又は天災等の不可抗力により、研修の提供が困難となった場合

(2) ネットワーク又は通信回路の事故等により配信が停止した場合

(3) その他、本会が研修の提供が困難と判断した場合

2 前項により受講者又は第三者が被った不利益又は損害については、本会は一切の責任を負わない。

(利用制限等)

第9条 本会は、受講者が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に連絡することなく当該受講者の研修の利用を一時的又は全面的に停止することができるものとする。

(1) この規程のいずれかの条項に違反したとき

(2) 利用申込み書類の記載内容に虚偽があることが判明したとき

(3) 本会からの研修利用に係る照会に対して返答がないとき

(4) その他、本会が研修を受講させることが不適切と判断したとき

2 前項により受講者が被った不利益又は損害については、本会は一切の責任を負わない。

(免責事項)

第10条 本会は、受講者の研修受講により生じた損害又は他の受講者又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。

2 本会は、第3条に規定する研修受講に必要な環境の障害による研修の中断、遅滞及び中止について、一切の責任を負わない。

(研修の内容の変更、終了)

第11条 本会は、受講者に事前に通知（本会ホームページへの掲載による通知を含む。）

して、研修の内容を変更し、又は提供を終了することがあること。

2 本会は、前項により生じた損害について、一切の責任を負わない。

(受講料の返還)

第12条 受講者の自己都合による研修利用の解除又は中途解約（研修受講中の退出を含む。次項において同じ。）においては、本会が徴収した受講料は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、自己都合による研修利用の解除又は中途解約にやむを得ない事由が認められる場合には、個別規定によるものとし、個別規定に特段の規定がない場合には、本会会長がその取扱いを定める。

(個人情報の取扱い)

第13条 本会は、研修に関して知り得た受講者の個人情報については、本会会員に係る個人情報保護の取扱いに準じて適正に取り扱うものとする。

(通知等)

第14条 研修に関して必要な受講者への通知又は連絡は、別に定める場合を除いて、受講者からの変更の届出がない限り現に本会に登録されている住所、電話番号等に行い、受講者に起因する事由により通知又は連絡が届かない場合にあっても、発信時をもって受講者に到達したものとみなす。

(その他)

第15条 この規程に定めのない事項については、本会会長が定める。

附 則

この規程は、令和4年10月8日から施行する。